

## 障害者手帳所持者等に係る軽自動車税の減免について（お知らせ）

障がいのある方などが所有する軽自動車について、障がいの程度や軽自動車の使用状況が一定の要件を満たす場合、申請によって軽自動車税（種別割）が減免されることがあります。

ただし、減免の対象となる軽自動車は障がい者1人につき1台となります。また、普通車との重複申請はできません。

### 1 減免対象となる軽自動車

◎障がいのある方が所有する軽自動車

- ・障がいのある方自らが運転する場合
- ・障がいのある方の通院・通学等のために、生計を一にする方が運転する場合
- ・障がいのある方のみの世帯において、障がいのある方の通院・通学のために常時介護する方が運転する場合

※18歳未満で障がいのある方、療育手帳または精神障害者福祉手帳を交付されている方については、生計を一にする方が所有する軽自動車も該当することがあります。

◎障がいがある方のために特別の仕様がされた軽自動車

### 2 申請に必要なもの

本人が運転する場合

① 次のいずれかの手帳

- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳（身体障害者手帳の交付を受けていない方）
- ・療育手帳（知的障害者福祉手帳）
- ・精神障害者保健福祉手帳

② 車検証

③ 運転者の運転免許証

④ マイナンバーカード又は通知カード

⑤ 軽自動車税（種別割）納税通知書

⑥ 障がい者のために特別の仕様がされた軽自動車と確認することができる写真又は図面等

※減免申請書は税務課窓口にあります。①～⑥を税務課へ持参のうえ申請してください

本人以外が運転する場合は、障がい者の通学、通院、通所、生業の用に供されるものに限られるため、①～⑥に加え、学生証又は通学証明書、通院証明書または直近の医療費通知等、通所証明書、源泉徴収票又は申告書控え等が必要です。

### 3 減免申請書の提出期限

令和6年5月8日（水）～5月31日（金）

※提出期限を過ぎたら受付ができませんので、ご注意ください。

※障害の等級や内容によっては減免に該当しない場合があります。

詳しくは、役場税務課にお尋ねください。

（税務課 234-1112）

◆減免の対象となる方

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、下記の表にあてはまる場合です。ただし、手帳に記載された障がい名が2つ以上の場合は、各々の障がいの程度について等級（程度）が認定されますので、対象とならない場合もあります。

障がいの区分		障害の程度		
		A.本人運転 (身体障がい者等が自ら運転する場合)	B.家族運転(注2) C.常時介護者運転(注3)	
身体 障害者 手帳	視覚障がい	1級～3級及び4級の1	1級～3級及び4級の1	
	聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級	
	平衡機能障がい	3級	3級	
	音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)		
	上肢不自由(注1)	1級、2級の1及び2級の2	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
		移動機能	1級～6級	1級～3級(3級は一下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
	肝臓機能障がい		1級～3級	1級～3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい		1級～3級	1級～3級	
戦傷病者 手帳	視覚障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	聴覚障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	平衡機能障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	音声機能障がい	特項、1項及び2項(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)		
	上肢不自由(注1)	特項及び1項～3項	特項及び1項～3項	
	下肢不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	特項及び1項～3項	
	体幹不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	特項及び1項～4項	
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓機能障がい		特項及び1項～3項	特項及び1項～3項
療育手帳		A1, A2		
精神障害者保健福祉手帳		1級		

(注1) 上肢不自由 2級の1…両上肢の機能の著しい障がい 2級の2…両上肢のすべての指を欠くもの

(注2) 精神障害者又は満18歳未満の身体障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車を、当該精神障がい者又は満18歳未満の身体障がい者の継続的な通院又は日常の通学、通所、生業等のために、その生計を一にする方が運転する場合

(注3) 精神障がい者又は満18歳未満の身体障がい者だけの世帯の方で、それらの方が所有する軽自動車を、その継続的な通院又は日常の通学、通所、生業を目的に、常時介護する方が運転するものである場合